



とりで利根川太花火

第152回市町村職員を対象とするセミナー

令和3年5月28日（金）



一般市規模（人口5～20万未満） での体制整備の実践 【茨城県取手市】



利根川・小堀の渡し

令和3年5月28日
取手市役所高齢福祉課
寺崎 邦 秀





TORIDE CITY

1. 取手市の概要

取手の場所とサイズ感

上野東京ライン（常磐線）で
東京・品川まで直通！

取手

しかも
始発！

■茨城県南の、東京への玄関口

■人口は10. 7万人くらい

■面積は約70km²

➤東京ドーム1,488個分

上野

所要時間約40分

東京

所要時間約45分

品川

所要時間約55分

※最速49分！

取手の魅力発信のための共通キャッチフレーズとして活用していきます。

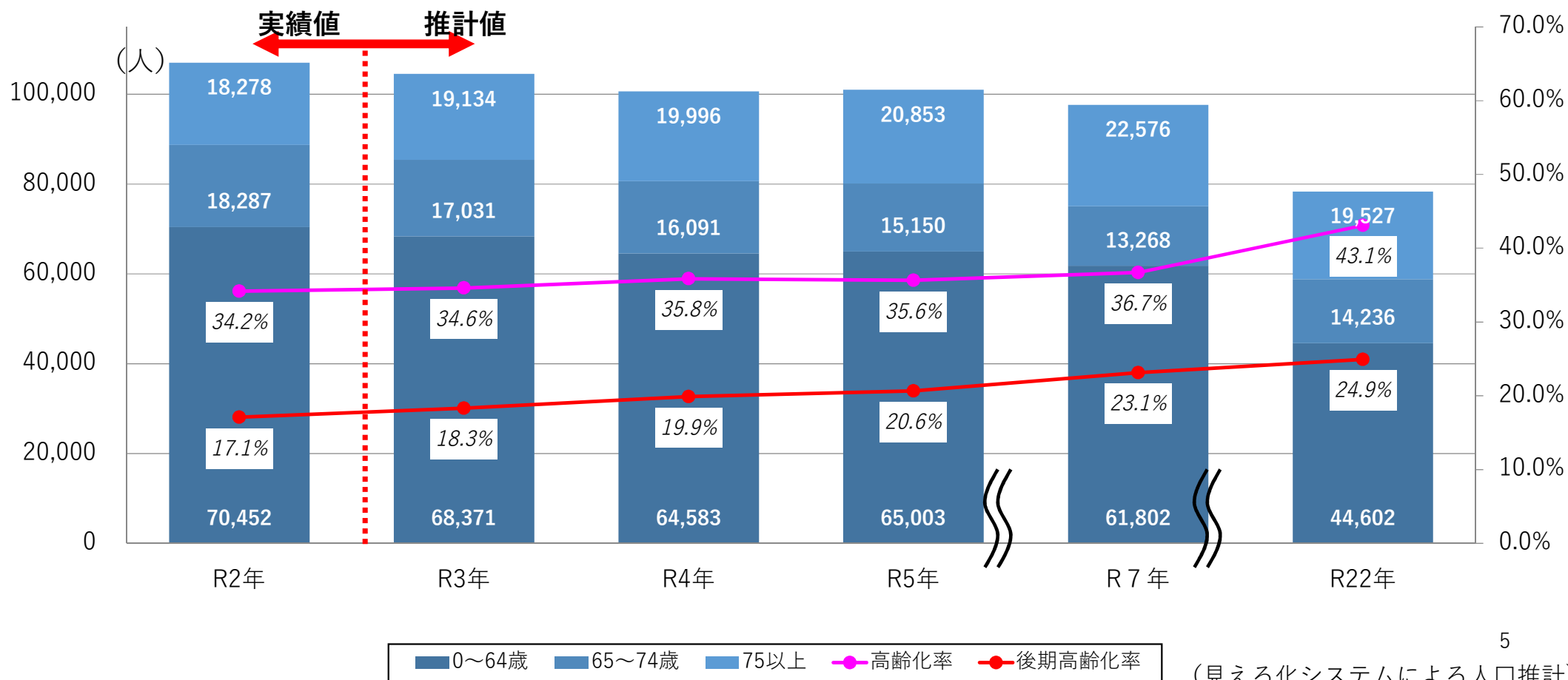
「取手はちょうどいい街・ほどよい街」

- 上野40分,品川55分（最速49分!） 乗り換えなし
 - ・始発駅なので、座って寝て通勤
 - ・終点なので、寝過ごさない
- ほどよく田舎でホッとできる街
- ほどよく絶妙なアートが街中に
- ほどよく絶妙な音楽イベントたくさん



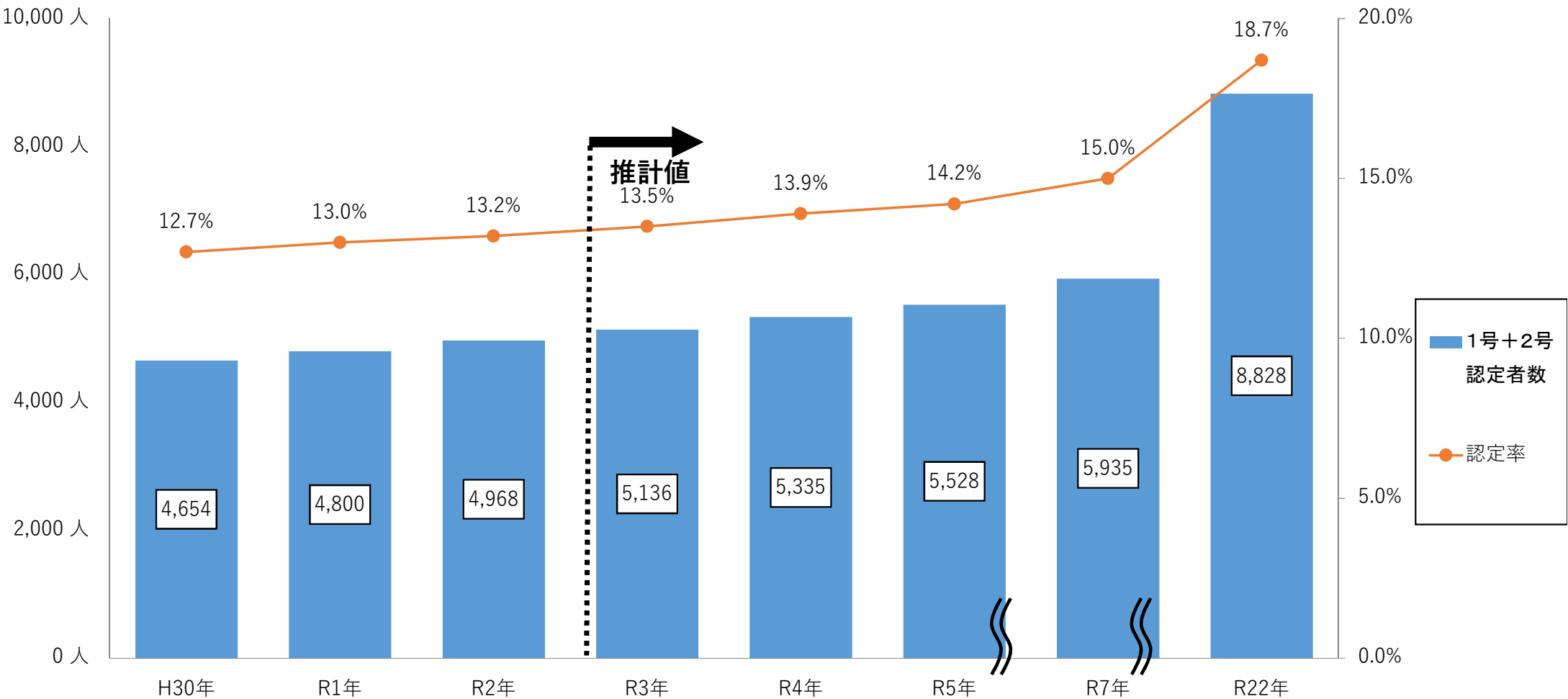
人口推移と将来推計

65歳以上の高齢者人口、高齢化率とも、令和7（2025）年までは大きな増減はみられませんが、令和22（2040）年には高齢者人口は**33,763人**、**高齢化率は43.1%**に増加すると見込まれています。



要介護（要支援）認定者の増加

要介護認定率は、令和22（2040）年には18.7%まで増加すると見込まれます



（見える化システムによる人口推計に基づく認定者推計）



2. 中核機関の体制、関係機関との連携

本市では、以下のとおり設置・策定しました

1. 中核機関の設置

⇒令和2年4月

2. 中核機関の運営形態

⇒行政（高齢福祉課及び障害福祉課）及び社会福祉協議会による共同設置（一部委託）

3. 成年後見制度利用促進基本計画の単独策定

⇒令和2年4月（令和2年度から4年度までの3カ年計画）

※なお、第8期介護保険事業計画及び第6期障害福祉計画にも利用促進基本計画の取組みの概要を記載している

成年後見制度利用促進で活用している財源及び役割（イメージ図）

取手市

中核機関（令和2年4月設置）

<職員体制>

- 高齢福祉課（4名兼務）
- 障害福祉課（2名兼務）

【成年後見制度利用促進体制整備事業】 （生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

- 適切な後見人候補者の家庭裁判所への推薦の取組
- 後見人の専門的バックアップ体制の強化
- 先駆的取組の推進

- ・ 広報機能
- ・ 相談機能
- ・ 利用促進機能（受任調整）
- ・ 後見人支援機能

【普通交付税】

（標準団体10万人規模：約300万円）
※ 中核機関設置運営費及び市町村計画策定費

・成年後見制度利用支援事業

<高齢者>
（地域支援事業費交付金）

<障害者>
（地域生活支援事業費等補助金）

・地域包括支援センター運営費

- ・ 権利擁護事業
- ・ 地域ケア会議推進事業

<高齢者>
（地域支援事業費交付金）

一般会計・介護保険特別会計

一部委託

委託

補助

社協

<職員体制>

- 2名兼務（正規）
- 2名兼務（非常勤）

成年後見サポートセンター （平成28年4月設置）

中核機関 （令和2年4月設置）

・法人後見

・広報機能
・相談機能

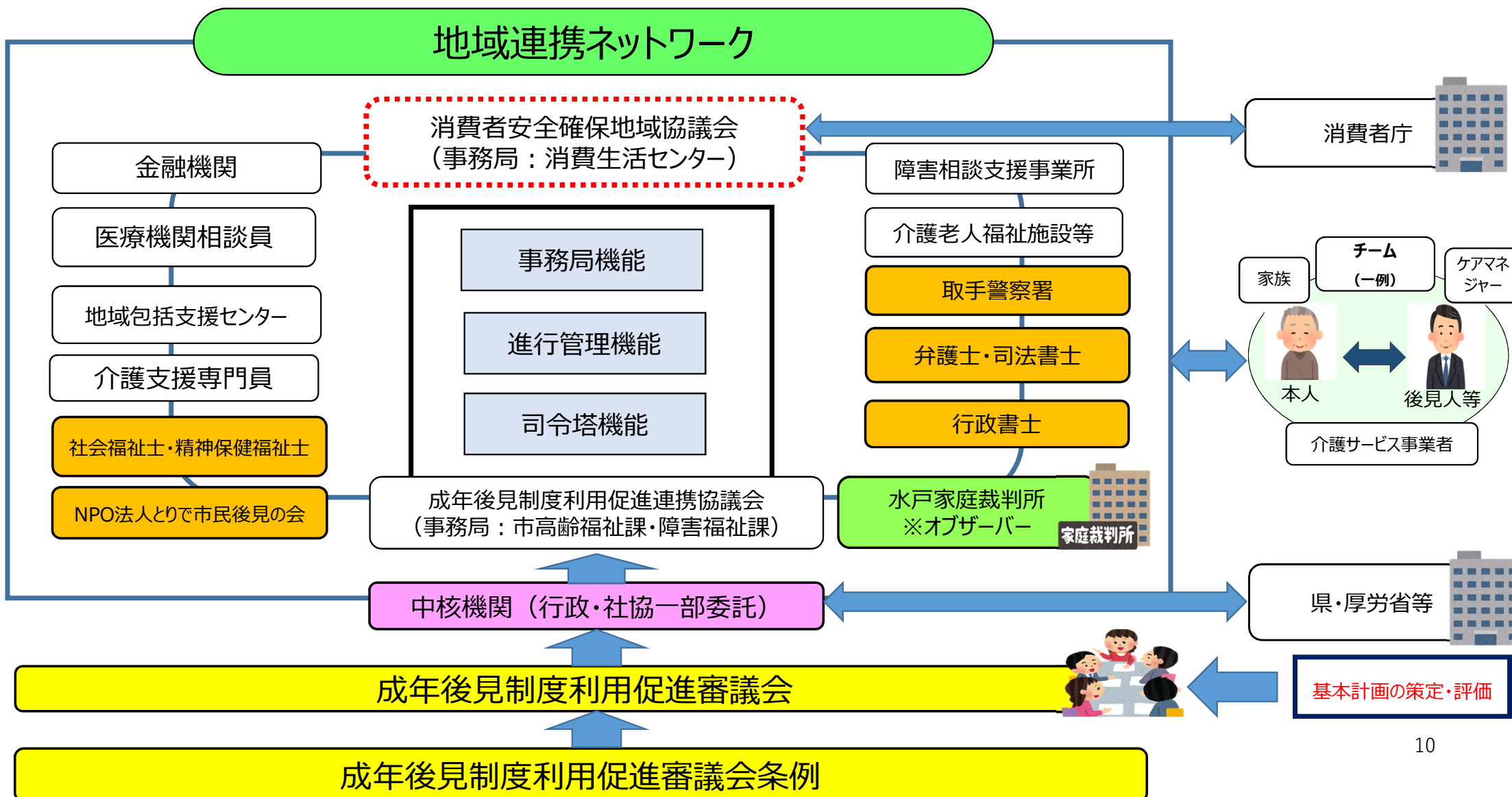
地域包括支援センター

・広報機能
・相談機能

・法人後見
・支援員育成

NPO法人とりで市民後見の会

取手市における成年後見制度利用促進ネットワーク（イメージ図）



3. 体制整備のプロセス

現場レベルで明らかになった成年後見制度の利用に対する阻害要因 【医療・福祉関係者からの聞き取り等を踏まえ・・・】

1. ニーズの有無にかかわらず成年後見制度の利用に結びつかない

- ① そもそもニーズがあるのか把握できていない
- ② ケース会議の中で成年後見制度自体が選択肢に挙がらない

制度への繋ぎ
支援強化

2. 市長申立てにつなげる支援が不十分

- ① 行政含め申立のノウハウが支援者間で共有されていない
- ② 関係者に対する成年後見制度利用支援事業の周知不足

受け皿の確保

3. 第三者後見人の受け皿の拡大

- ① 特に司法関係者との接点や関係性の構築不足
- ② 法人後見の必要性の認識

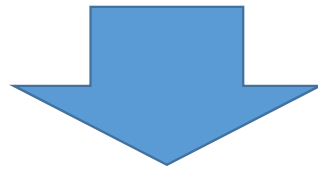
司法・医療・福祉関係者を巻き込んだ議論の必要性を感じた

「成年後見制度利用促進審議会条例」の制定

主な背景

（１）中核機関の設置にあたり、法的及び財源の根拠の必要性
⇒特に財政部局に対しての予算要求を行う根拠となる

（２）基本計画を策定していく中で、中核機関のあり方や協議会等のあり方を検討していくことの必要性
⇒関係機関や市民等に対する説明責任



主となるのは高齢福祉課
ですが、障害福祉課と協
力して対応しています

平成３０年１２月議会において、条例制定
※平成３１年４月施行

成年後見制度利用促進審議会メンバー構成

No	団体	職種
1	司法関係	弁護士（3名）、司法書士（1名）、行政書士（1名）
2	医療・福祉関係	医療機関相談員、地域包括支援センター、介護支援専門員、介護老人福祉施設、精神保健福祉士・社会福祉士
3	市民団体	NPO法人とりで市民後見の会
4	行政関係	成年後見サポートセンター、消費生活センター
合計		15名

弁護士会・司法書士会・行政書士会・社会福祉士会・精神保健福祉士会に推薦依頼を行った。
 ※なお、水戸家裁龍ヶ崎支部の主任書記官はオブザーバーとして参画

条例制定後から審議会設置までの動き（平成30年12月から平成31年3月）

No		H30年度			
		12月	1月	2月	3月
1	成年後見制度利用促進審議会 条例制定	可決			
2	審議会委員選定	選定			
3	審議会委員（仮）による意見 交換会（1回目）				
4	厚労省成年後見制度利用促進 室による講演				
5	審議会委員（仮）による意見 交換会（2回目）				
6	高齢者・障害者施設へのアン ケート調査（ニーズ調査）				
7	審議会委員（仮）による意見 交換会（3回目）				

審議会設置前に意見
交換することで制度の理
解を深めることが出来た

最低限、権利擁護支援が
必要な人を確認する

アンケート調査実施

審議会設置後から基本計画策定までの動き（令和元年度）

No	項目	令和元年度	
		上半期	下半期
I	○ 基本計画の策定 特に以下の内容を重点的に検討 ・中核機関の設置 ・協議会の設置 ・地域連携ネットワークの整備	審議会開催（年6回） ※中核機関は、既存の成年後見サポートセンターの活用を検討 ※協議会及び地域連携ネットワークの整備については、既存の成年後見制度連絡会の活用を検討	
II	○ その他 ・予算要求 ・庁内説明 ・パブリックコメント ・議会対応	概算 要求	来年度 予算本 要求 パブコメ 3月 議会



4. 成年後見制度利用促進連携協議会 の体制及び協議内容

効果的な取組をするための消費者安全確保地域協議会との連携について

元々、個別ケース会議等を通じて関わりのあった消費生活センター長を審議会メンバーに加えた



令和元年6月に厚労省社会援護局から「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」が通知された



消費者安全確保地域協議会との連携が可能かどうかを消費生活センターと検討した



成年後見制度利用促進審議会において、令和2年度から成年後見制度利用促進協議会と消費者安全確保地域協議会を兼ねて組織化していくことに賛同を得た



消費者安全確保地域協議会について（見守りネットワーク）

- 平成26年6月の消費者安全法の改正により、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を設置できることが規定された。（※施行日は平成28年4月1日）

【背景】

- （1）認知症の方を含め、高齢者等を中心に消費者トラブルが増加、悪質化・深刻化
- （2）相談体制の整備に加え、消費生活上特に配慮を要する消費者に対する更なる取組が必要
⇒消費者安全法の改正（平成26年6月成立）により、地域で高齢者等を見守るための消費者安全確保地域協議会を組織することが可能に

【制度の概要】

（1）協議会の役割：構成員間での必要な情報交換、協議、構成員間での情報共有（個人情報保護法の例外規定）

（2）構成員

- ・地方公共団体の機関（福祉部局、消費生活センター）
- ・医療・福祉関係（病院、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者）
- ・警察・司法関係（弁護士、司法書士、行政書士）
- ・事業者関係（金融機関）

成年後見制度利用促進連携協議会（消費者安全確保地域協議会）構成メンバー

N O	団体	職種等	期待する役割
1	司法関係	弁護士、司法書士、行政書士	○ 消費者被害に対する法的アドバイス ○ 後見人としての主に財産管理
2	医療・福祉関係	医療機関相談員、地域包括支援センター、介護支援専門員、介護老人福祉施設、グループホーム、住宅型有料老人ホーム、障害相談支援事業所、精神保健福祉士、社会福祉士、成年後見サポートセンター	○ 本人、家族、地域住民等からの情報提供があった場合の最初の相談窓口となり、関係機関と連携した支援
3	市民団体	NPO法人とりで市民後見の会	○ 必要に応じた見守りや生活支援 ○ 後見人等の受任
4	その他	地元警察署、地元金融機関（1銀行）、水戸家裁龍ヶ崎支部（※オブザーバー参加）	○ 警察署には、医療・福祉関係者からの情報提供に応じた支援 ○ 金融機関には、消費者被害等の情報提供
	事務局	市役所（高齢福祉課・障害福祉課・消費生活センター）	○ 各種情報の取りまとめ役

協議会における話し合いの内容（年3～4回程度開催）

司法、医療、福祉等の意見交換
・職種間連携

- 埋もれたニーズの発見と見極め
- 地域包括支援センターの機能強化（認知症初期集中支援チームの充実含む）
- 介護支援専門員等の支援者強化
- 消費者被害の情報共有（今後の検討課題）

成年後見制度利用促進連携協議会
（消費者安全確保地域協議会）

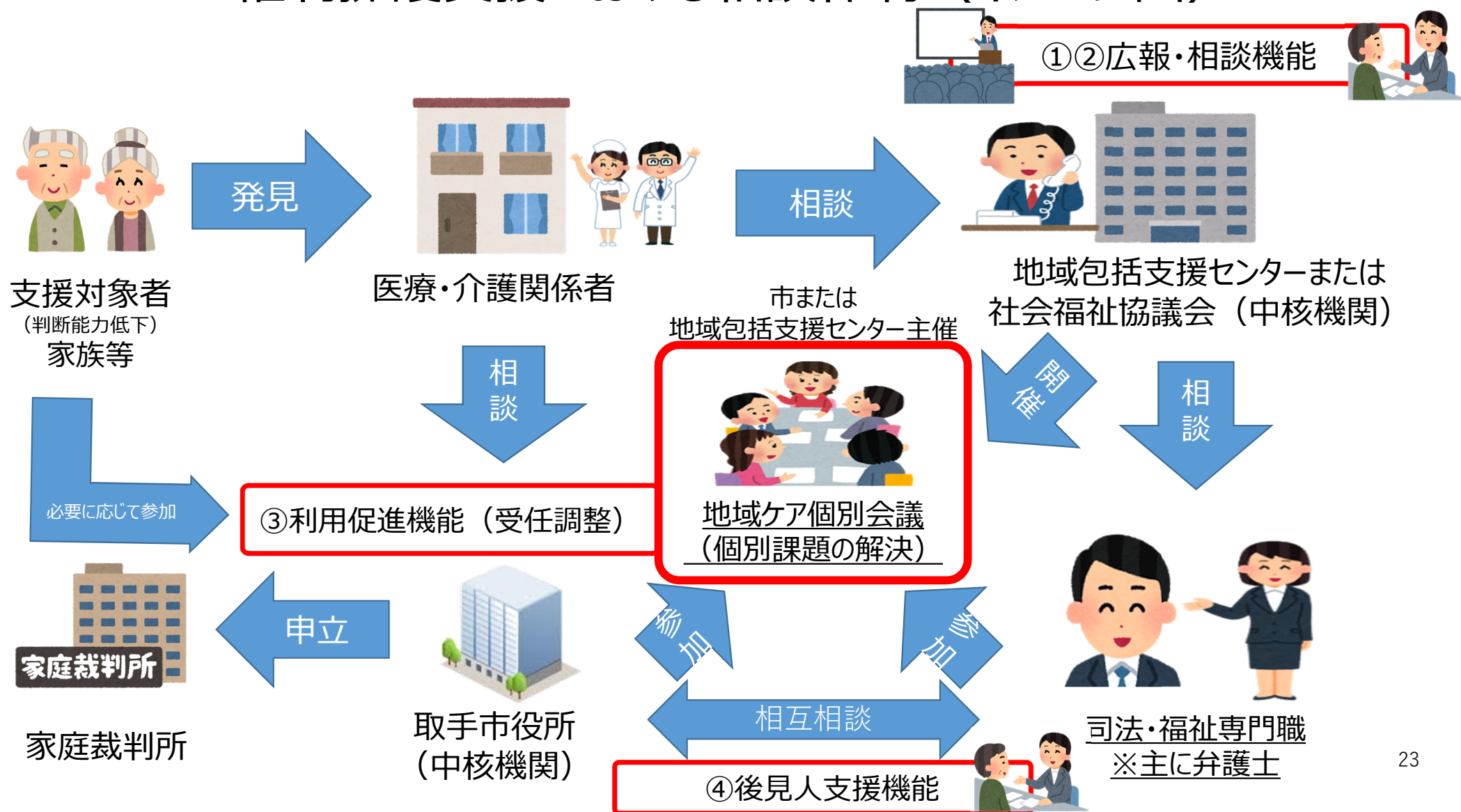
困難事案の検討

- 各メンバーで困難に直面している事案や相談したい事案の検討
- 法人後見の機能強化（弁護士等を講師にしたフォローアップ研修）
- 後見人等を軸とした「チーム」の支援体制の確認



5. 中核機関の4つの機能について

権利擁護支援における相談体制（イメージ図）



広報機能及び相談機能について

コロナ禍においては、特に医療・介護関係者への制度の周知を行う

＜説明内容（例）＞

本人情報シートの導入や記載方法、成年後見用診断書の作成
遺言、相続、成年後見制度の説明 等々



広報

主に行政または地域包括支援センター

- ・地域包括支援センターに委託している「認知症初期集中支援チーム」のサポート医の協力が得られやすい
- ・医療相談員との連携が密になった

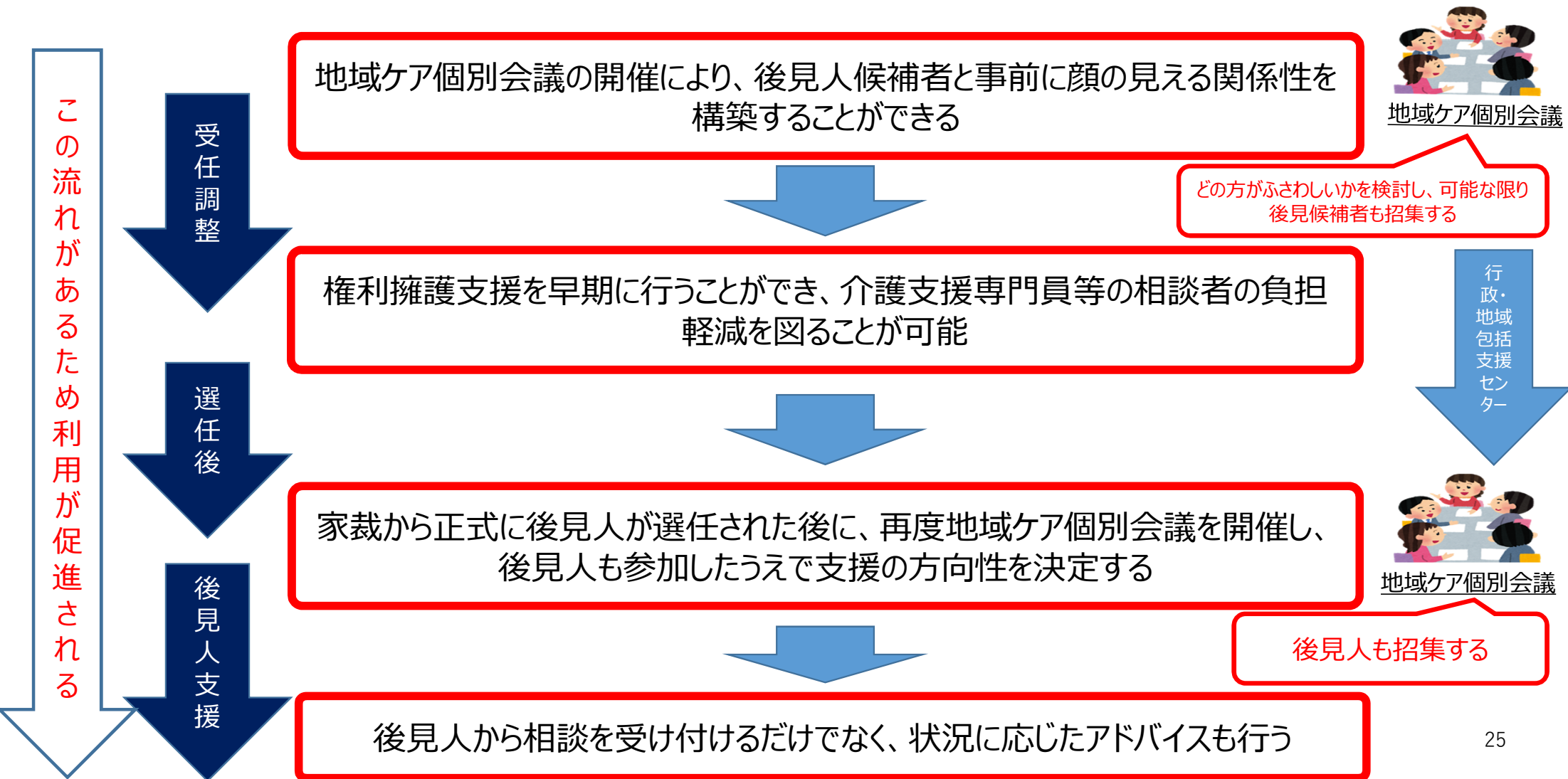


相談

権利擁護支援に関する地域ケア個別会議等のケース会議に弁護士等を招くことによって、地域包括支援センターが個別に弁護士等に相談ができる関係性を構築出来た



利用促進機能及び後見人支援機能について

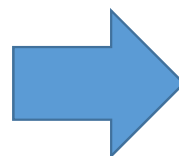


後見人支援機能としての相談って・・・？？＜一例＞

後見人からの相談内容

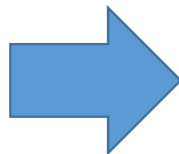
中核機関（市直営）の対応

生活保護や障害福祉サービス等に繋がりたい



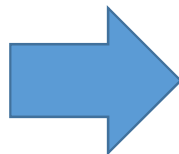
生活保護担当課や障害福祉課に相談し、各種手続きの方法や支援の方向性を後見人にアドバイスしたり、事前に所管部局に相談しておく

被後見人が居住している市営住宅がゴミ屋敷



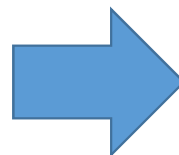
市営住宅を管理している住宅管理部局と連携し本人の支援を一緒に考える

金銭的に厳しいので、本人の収入を考慮した施設を探して欲しい



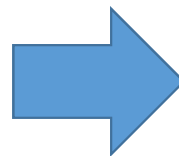
行政で把握している介護老人福祉施設等に入所状況を個別に確認し、お知らせする

相続人がいない（身寄りがいない）被後見人等が死亡した



墓地、埋葬等に関する法律第9条に基づき、行政で火葬・埋葬を行う

新型コロナ予防接種券を後見人に送付してほしい



ワクチン接種担当部局と相談し、市長申立により後見人が選任されている方については、郵送リストから外し、後見人の住所地に郵送する

6. 本施策に取り組む効果について

成年後見制度利用促進に取り組んだことへの効果について

1. 後見制度のみならず司法関係機関（家裁含む）との連携が密になったこと



2. 自筆証書遺言書保管制度等の関連制度に絡み、法務局との連携ができたこと



3. 医療・介護関係者において権利擁護支援が地域に根付いてきたこと





7. 今後の課題について

課題となっていること

課題

対応策

1. 後見人が付くと、施設入所や医療機関入院時の身元保証の問題が解決されとの誤解

後見制度の
細やかな説明
が必要

2. 死後事務も含めて、全てのことを連絡する先として誤解されること

3. 市長申立件数が多い中、どうしても一部の専門職に集中しがちな後見人の
なり手の拡大

社会福祉法人等を
巻き込んだ担い手
の拡大

参考資料

(申立件数・報酬助成件数等)

近年の市長申立件数

年度	件数	内訳		
		高齢者	知的障がい	精神障がい
H 2 9	1 4 件	1 4 件	0 件	0 件
H 3 0	3 3 件	3 2 件	0 件	1 件
R 1	2 8 件	2 5 件	2 件	1 件
R 2	3 1 件	2 9 件	0 件	2 件

市長申立における職種別受任件数

年度	市長申立 件数	弁護士	司法書士	社会福祉 協議会	社会福祉士	行政書士	N P O 法人 とりで市民後 見の会
H 2 9	1 4 件	1 0 件	1 件	3 件	0 件	0 件	0 件
H 3 0	3 3 件	2 0 件	3 件	4 件	3 件	2 件	1 件
R 1	2 8 件	1 5 件	1 件	5 件	4 件	2 件	1 件
R2	3 1 件	1 6 件	1 件	2 件	3 件	6 件	3 件

後見人等報酬助成件数

年度	件数	内訳		
		高齢者	知的障がい	精神障がい
H 2 9	2 件	1 件	1 件	0 件
H 3 0	5 件	4 件	1 件	0 件
R 1	1 2 件	1 1 件	1 件	0 件
R 2	2 6 件	2 5 件	1 件	0 件